

氏 名 遠藤 幾代

登録番号 第 22820232 号

事務所名称 遠藤労務管理事務所

事務所所在地 静岡県浜松市中央区佐鳴台1-2-30

所属社会保険労務士会 静岡社会保険労務士会

処分内容 6か月の社会保険労務士の業務の停止
(令和6年3月28日から6か月)

処分理由 A 株式会社から受託した雇用調整助成金の支給申請業務に当たり、同社の労働者の休業状態やタイムカードの運用について、同社の社長に事実確認を行わず一方的に解釈するとともに、自らが代表を務める遠藤労務管理事務所の事務員の B に当該解釈を伝えていたところ、同事務員が当該解釈と辻褃を合わせるように同社のタイムカードの写しを改ざんし、これに基づき同助成支給申請書を作成していたにもかかわらず、十分な確認を行うことなく令和3年10月28日から令和5年2月28日までの間、計17回にわたり、これら申請書等を静岡労働局長あて提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第2項の「相当の注意を怠り、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」、及び第25条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。